

暴風警報発令時の生徒の登下校について

教務部

東大阪市、八尾市、大阪市、柏原市を合わせた地域を、以下、「本校周辺地域」という。

1. 午前7時現在、本校周辺地域に暴風警報発表中の場合

- ・生徒は自宅で待機し、次の2または3に従う。

2. 午前10時までに、本校周辺地域の暴風警報が解除された場合

- ・以下の通り、授業を実施する。

13:00 生徒登校・SHR

13:20 授業開始（その日の5限以降の授業）

3. 午前10時現在、本校周辺地域に暴風警報が発表中の場合

- ・臨時休業とする。

4. 考査期間中に暴風警報が発表された場合

- ・生徒の登校については、上記1～3に従う。
- ・上記2の場合については、以下の通り考査を実施する。

時間帯 13:00 登校・SHR

13:15～14:05 その日の1限に予定されていた試験

14:20～15:10 その日の2限に予定されていた試験

15:25～16:15 その日の3限に予定されていた試験

なお、その日の4限に予定されていた試験については、別途指示をする。

- ・上記3により臨時休業となった場合は、その日予定されていた考査を、当初の考査期間の最終日の翌日に実施する。

5. その他

- ・暴風警報が、午前7時までに解除された場合や、午前7時現在で発表されていない場合は、平常授業とする。
- ・暴風警報以外の、大雨警報・洪水警報等が発表されている場合は、平常授業とする。
- ・生徒が登校した後に、本校周辺地域に暴風警報が発表されたときは、指示により下校させる。
- ・自宅待機中および臨時休業中は、生徒は登校禁止とする。

以上